漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の 規定に基づき、香川県漁業調整規則(令和 2 年香川県規則第 61 号)第 4 条第 1 項第 26 号に掲げ る小型定置網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許 可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

### (1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
桝網	別紙のとおり	4月1日から	1	引田に漁業の根拠地
		1月31日まで		を有する者

# (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間令和4年2月22日~同年3月21日

### (3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年1月31日までとする。

- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けること がある。
- (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (イ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (ウ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

## 引田漁業協同組合 小型定置網漁業

## 点の位置

基点A 松島北東端

基点B Aから真方位 43 度 45 分 400mのところ

点 イ AからB見通し線と直角にAから南東へ 200mのところ

AからB見通し線と直角にBから南東へ200mのところ 点口

AからB見通し線と直角にBから北西へ 200mのところ 点り

点 二 AからB見通し線と直角にAから北西へ 200mのところ

## 操業の区域

